

申告は  
3月16日(月)  
まで

# 税の申告はお早めに

所得税及び復興特別所得税や消費税、贈与税、市・県民税の申告時期となりました。申告に必要な書類をそろえて、早めに提出しましょう。

## ① 所得税及び復興特別所得税などの申告

問い合わせは 前橋税務署 ☎027-224-4371 (自動音声案内で「0」を選択)

申告書の作成は、手引きなどを参考にしてください。国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると簡単に申告書などを作成できます。また、事前手続きをするとe-taxでの電子申告も可能です。

### ■申告・相談窓口

**期間・会場など** 表1のとおり(期間中は前橋税務署での申告相談を行っています)

### ■所得税の確定申告が必要な人

昨年中に次のいずれかに該当した人は所得税の確定申告が必要です。  
● 事業所得や不動産所得、一時・雑所得などがある人や土地、建物、株式などを譲渡した人で、所得の合計額が所

得控除の合計額を超えた

● 給与の収入金額が2,000万円を超えた

● 給与を1カ所から受け、給与以外の所得(退職所得を除く)の合計額が20万円を超えた

● 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、給与以外の所得(退職所得を除く)の合計額が20万円を超えた

● 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社から給与の他に、貸付金の利子や店舗・工場の賃貸料、機械・器具の使用料などの支払いを受けた  
● 給与が災害減免法により所得税及び復興特別所得税の徴収猶予や還付を受けた

## ② 市・県民税の申告

問い合わせは 市民税課 ☎027-898-6203

昨年、市・県民税の申告をした人などには、申告用紙を1月末に郵送。申告用紙が届かなくても、申告が必要な人は、市民税課か大胡・宮城・粕川・富士見支所へ請求してください。

### ■申告・相談窓口

**期間・会場など** 表1のとおり

### ■申告が必要な人

1月1日現在、市内に居住し昨年中に次のいずれかに該当した人は市・県民税の申告が必要です。なお、所得税の確定申告をした人は、市・県民税の申告は不要です。

● 給与収入のある人で、勤務先から本市へ「給与支払報告書」の提出がなかった場合(提出の有無については勤務先で確認を)や、給与以外に所得があった

● 営業等、地代や家賃、配当、農業などの所得があった

● 公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、それ以外に20万円以下の所得があった

● 公的年金等の収入のみの人で、所得控除の内容に変更・追加(医療費やその他の控除)があった

● 昨年中、所得がなかったか、遺族年金や障害年金などの非課税所得のみだったなど

### ■扶養親族の申告を忘れずに

昨年末で生計を一にする16歳未満の扶養親族については、扶養控除額はありません。しかし、扶養親族の人数は市・県民税の非課税判定に必要ですので、扶養者は忘れずに申告をしてください。

### 控除の申告には証明書を

問い合わせは

市民税課 ☎027-898-6203

介護保険については

介護保険室 ☎027-898-6159

### ■申告に必要な物

● 印鑑、筆記用具、電卓など  
● 昨年の所得の分かる物(源泉徴収票や支払調書、事業・不動産所得者は収支に関する書類など)

● 各種控除を受ける人は表2のとおり  
■ 証明書を紛失したら

次の証明書を紛失した場合、再発行などの手続きが必要です。

■ 証明書など・手続き先 Ⅱ (年金の源泉徴収票) 年金支払者へ(介護保険料の領収証書) 市役所介護保険室か大胡・宮城・粕川・富士見支所、前橋プラザ元気21内証明サービスコーナーへ

● 在日の外国公館に勤務する人や家事使用人などで、給与の支払いを受ける際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収されないこととなっている

● 収入が公的年金等だけで、収入金額が400万円を超え、その所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある人や公的年金等の収入以外の所得金額が20万円を超える人など

### ■地震や風水害、雪害などによる被害を受けた人

災害により、住宅や家財などに被害を受けた人には、所得税の軽減措置が適用される場合があります。所得税の軽減措置には、①所得税法に定める雑損控除(所得控除)、②災害減免法に定める税金の軽減免除(税額控除)があり、所得税の確定申告でどちらか有利な方法を選択することができます。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。なお、申告や納税などの手続きは税務署へ相談してください。

表1 確定申告と市・県民税申告の期間と会場

種類	期間	時間	会場
①確定申告※1 (所得税及び復興特別所得税、消費税、贈与税)	2月13日(金)～ 3月16日(月)	午前9時～午後4時	前橋プラザ元気21内1階にぎわいホール
②市・県民税	2月16日(月)～3月16日(月)	午前9時～午後5時	市役所市民税課、大胡・宮城・粕川・富士見支所
	2月20日(金)	午前9時30分～ 11時30分	第二コミュニティセンター(前橋保健センター内)
	2月24日(火)		第三コミュニティセンター(総合教育プラザ内)
	2月25日(水)		第五コミュニティセンター(文京町三丁目)
①②の日曜相談日※2	2月22日(日)・ 3月1日(日)	①は午前9時～午後4時 ②は午前9時～午後5時	前橋プラザ元気21内1階にぎわいホール(①のみ)、市役所市民税課(①②とも)、大胡・宮城・粕川・富士見支所(①②とも3月1日のみ)

※1 ①の会場(日曜相談日を含む)には電話がありませんので、問い合わせは前橋税務署(☎027-224-4371)をお願いします。  
※2 日曜相談日以外の土日曜は受け付けていません。

表2 各種控除に必要な証明書など

控除項目	対象	必要な証明書など
障害者控除	身体障害者手帳などの交付を受けている人	障害者手帳など
	上記を除く65歳以上の人で、介護保険の要介護認定を受け、一定の要件に該当する人	障害者控除対象者認定書(申請によって交付しますが、即日交付はできません)
社会保険料控除 (国民健康保険税や介護保険料など)	年金から天引き(特別徴収)の人	源泉徴収票(遺族・障害年金から天引きの人は支払通知書など)
	納付書払い(普通徴収)の人	昨年中に支払った領収証書
	口座振替(普通徴収)の人	1月に送付した振替済通知書
医療費控除	サービスを利用し、医療費が一定額以上ある人	昨年中に支払った領収書
	寝たきりで医師の治療を受けていて、おむつ代を支払っている人	医師が発行するおむつ証明書
	上記のおむつ代を支払っていて、要介護認定を受け、一定の要件に該当し、控除を受けるのが2年目以降の人	主治医意見書記載内容確認書
生命保険料控除	生命保険料を支払った人	生命保険会社などが発行する証明書
地震保険料控除	地震保険料を支払った人	損害保険会社などが発行する証明書

※国民健康保険税や介護保険料の納付額について、電話での問い合わせには回答できません。

## 混雑時には臨時駐車場利用を

問い合わせは 資産経営課 ☎027-898-6653

2月中旬から4月上旬まで、税申告や住民異動登録手続きなどで市役所駐車場の混雑が予想されます。この時期に合わせて右図のとおり臨時駐車場を開設しますので、混雑時には利用してください。

■ 駐車場利用期間 = 2月16日(月)～4月10日(金)(土日曜・祝日を除く)、午前8時30分～午後5時15分

